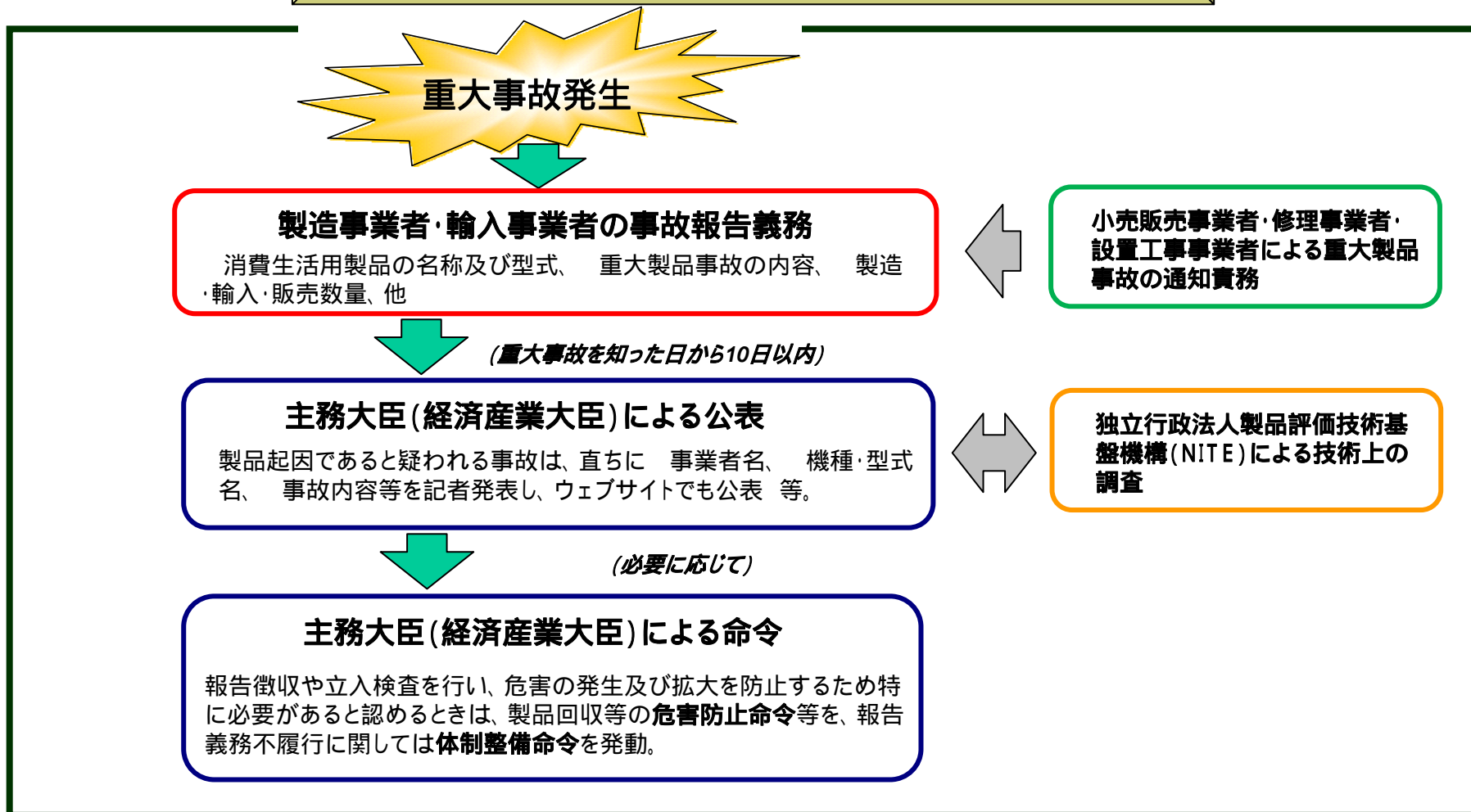


重大製品事故報告・公表制度

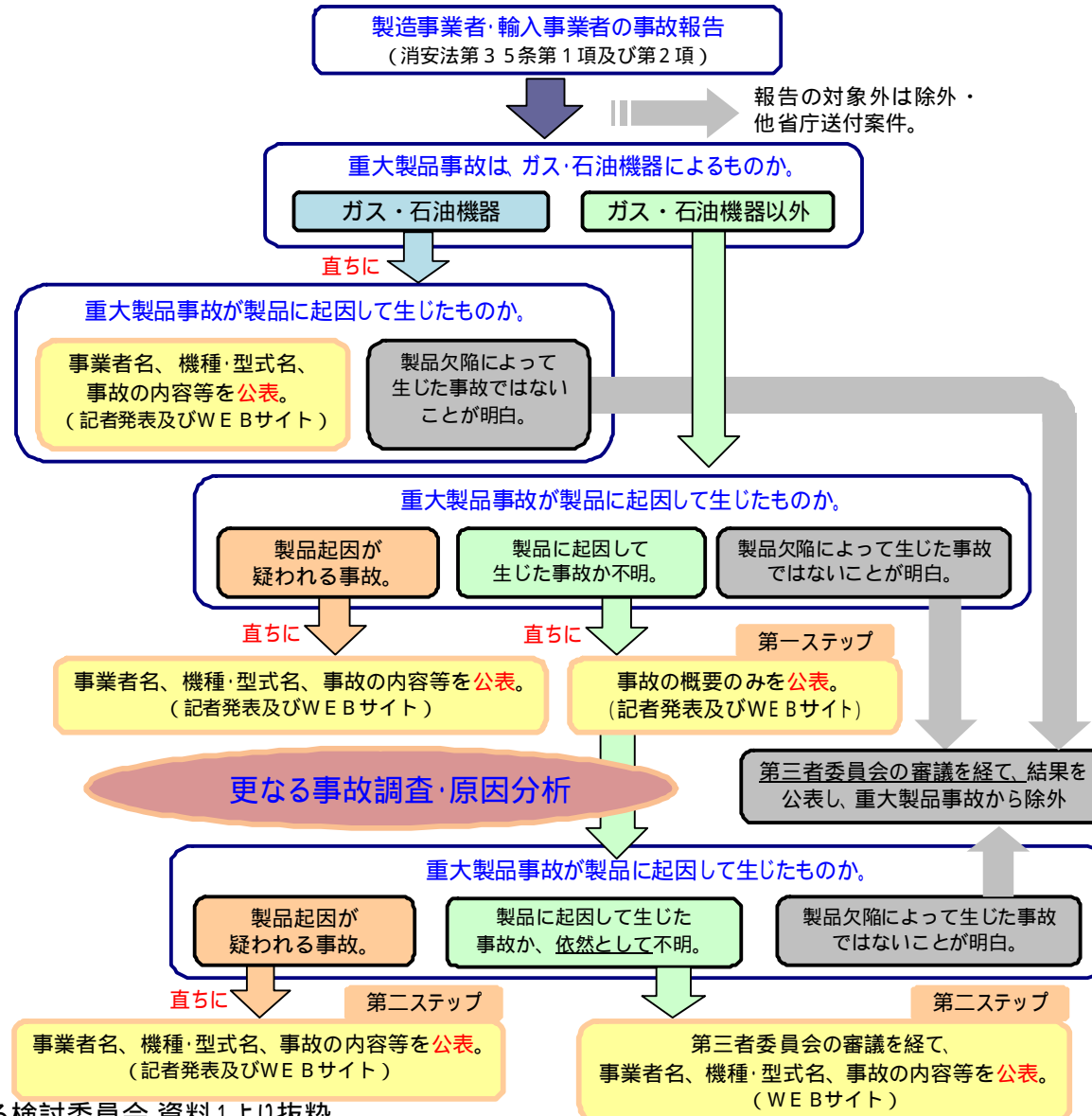


重大製品事故情報の活用・効用

- ・事業者はリコール等を通じて回収、部品交換等を実施。
- ・新聞等マスコミは社会面などを通じ、消費者に注意喚起。
- ・国は事故原因を専門機関(NITE)を用いて分析し、規制対象の拡大や技術基準の改正を実施。

重大製品事故の公表の流れ

➤ 経済産業省における重大製品事故の公表の流れは以下のとおり。



消費生活用製品:主として一般消費者の生活の用に供される製品(別表に掲げるものを除く。)
消費生活用製品安全法第2条第1項

「一般消費者の生活の用に供される」

事業者または労働者が、その事業または労働を行う際に使用する場合以外の全ての場合をいう。

* 一部がたまたま業務用に用いられても、本法の対象となる。

「製品」

工業的プロセスを経た物であって、独自に価値を有し、一般消費者の生活の用に供される目的で、通常市場で一般消費者に販売されるもの。

「製品」にあたらないもの

サービス

ソフトウェア

ただし、ソフトウェアを組み込んだ製品が該当する場合がある。

建築物、構築物(メリーゴーランドなど)、エレベーターなど

ただし、一般消費者が自ら設置できるように販売されている一般家屋用の屋根材、断熱材等は該当する。

原油・鉄鉱石など一次産品、ガソリン・灯油、布、木材などの半製品など

部品

ただし、乾電池など単体で製品として店頭で販売されているものは該当する。

別表により消費生活用製品から除外されるもの

- 一 船舶安全法(昭和八年法律第十一号)第二条第一項の規定の適用を受ける船舶
ただし、小型の船舶で同法の適用の受けないものあり。
- 二 食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)第四条第一項に規定する食品及び同条第二項に規定する添加物並びに同法第六十二条第二項に規定する洗淨剤
食品 すべての飲食物 ただし、薬事法に規定する医薬品及び医薬部外品は、これを含まない。
添加物 食品の製造の過程において又は食品の加工若しくは保存の目的で、食品に添加、混和、湿潤その他の方法によって使用する物
洗淨剤 洗淨剤であつて野菜若しくは果実又は飲食器の洗淨の用に供されるもの
- 三 消防法(昭和二十三年法律第百八十六号)第二十一条の二第一項に規定する検定対象機械器具等及び
消火器、消防用ホースなど
第二十一条の十六の二に規定する自主表示対象機械器具等
動力消防ポンプなど
- 四 毒物及び劇物取締法(昭和二十五年法律第三百三号)第二条第一項に規定する毒物及び同条第二項に規定する劇物
- 五 道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)第二条第一項に規定する道路運送車両
自動車、原動機自転車、軽車両
- 六 高圧ガス保安法(昭和二十六年法律第二百四号)第四十一条に規定する容器
- 七 武器等製造法(昭和二十八年法律第百四十五号)第二条第二項に規定する猟銃等
- 八 薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)第二条第一項に規定する医薬品、同条第二項に規定する医薬部外品、同条第三項に規定する化粧品及び同条第四項に規定する医療機器
- 九 前各号に掲げるもののほか、政令で定める他の法律の規定に基づき、規格又は基準を定めて、その製造、輸入又は販売を規制しており、かつ、当該規制によつて一般消費者の生命又は身体について危害が発生するおそれがないと認められる製品で政令で定めるもの
施行令別表第三第一号 船舶安全法第二条第一項各号に掲げる事項に係る物件
船体、機関、帆装など
施行令別表第三第二号 道路運送車両法第四十一条各号に掲げる自動車の装置及び
原動機及び動力伝達装置、車輪及び車軸、そりその他の走行装置など
同法四十四条第三号から第十一号までに掲げる原動機付自転車の装置
制動装置、車体など

別に事故報告制度が存在する、あるいは使用者に高い安全管理義務がかけられている等
消費生活用製品安全法以外の他の法令で個別に安全規制が設けられ、その規制の対象となっているため除外

製品事故の定義

製品事故

消費生活用製品の使用に伴い生じた事故のうち、次のいずれかに該当するものであつて、消費生活用製品の欠陥によつて生じたものでないことが明らかな事故以外のもの(他の法律の規定によつて危害の発生及び拡大を防止することができる認められる事故として政令で定めるものを除く。)をいう。

- 一 一般消費者の生命又は身体に対する危害が発生した事故
- 二 消費生活用製品が滅失し、又はき損した事故であつて、一般消費者の生命又は身体に対する危害が発生するおそれのあるもの
(消費生活用製品安全法第二条第四項)

政令で定める事故

食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)第四条第四項に規定する器具、同条第五項に規定する容器包装又は同法第六十二条第一項に規定するおもちゃに起因する食品衛生上の危害が発生した事故とする。

器具 飲食器、割ぼう具その他食品又は添加物の採取、製造、加工、調理、貯蔵、運搬、陳列、授受又は摂取の用に供され、かつ、食品又は添加物に直接接触する機械、器具その他の物をいう。

ただし、農業及び水産業における食品の採取の用に供される機械、器具その他の物は、これを含まない。

容器包装 食品又は添加物を入れ、又は包んでいる物で、食品又は添加物を授受する場合そのまま引き渡すものをいう。

おもちゃ 乳幼児が接触することによりその健康を損なうおそれがあるものとして厚生労働大臣の指定するおもちゃ

乳幼児が口に接触することをその本質とするおもちゃ、アクセサリーがん具、うつし絵、起き上がりなど、と組み合わせて遊ぶおもちゃが指定されている。(食品衛生法施行規則七十八条)

欠陥によつて生じたものでないことが明らかな事故以外のもの

欠陥: 製品の不具合が生じた時点において当該製品が通常有すべき安全性を欠いていること

製造物責任法上の「欠陥」は、製造者等が当該製造物を引き渡した時期を考慮して通常有すべき安全性を判断するもの
製品の欠陥によつて生じた事故でないことが誰の目から見ても明々白々なものは除かれる

例 包丁を使用して故意に人体に危害を加えた

製品の欠陥によつて生じた事故か不明なものは含まれる。

「重大製品事故」について

重大製品事故(消費生活用製品安全法第二条第五項)

製品事故のうち、発生し、又は発生するおそれがある危害が重大であるものとして、当該危害の内容又は事故の態様に関し政令で定める要件に該当するもの

政令で定める要件(消費生活用製品安全法施行令第四条)

- 一般消費者の生命又は身体に対する危害が発生した事故
- ・死亡事故
- ・重症病事故(治療に要する期間が30日以上を負傷・疾病。基本的に、医師の診断によって判断する。)
- ・後遺障害事故
- ・一酸化炭素中毒事故
- 消費生活用製品が滅失し、又はき損した事故であって、一般消費者の生命又は身体に対する危害が発生するおそれのあるもの
- ・火災(消防が確認したもの。発煙・発火程度でも火災として扱われる。)

身体の障害(消費生活用製品安全法施行規則)

- 次に掲げる視力障害であって、長期にわたり身体に存するもの
 - イ 両眼の視力がそれぞれ0.1以下のもの
 - ロ 一眼の視力が0.02以下、他眼の視力が0.6以下のもの
 - ハ 両眼の視野がそれぞれ10度以内のもの
- 二 両眼による視野の2分の1以上が欠けているもの
- 次に掲げる聴覚又は平衡機能の障害であって、長期にわたり身体に存するもの
 - イ 両耳の聴力レベルがそれぞれ70デシベル以上のもの
 - ロ 一耳の聴力レベルが90デシベル以上、他耳の聴力レベルが50デシベル以上のもの
 - ハ 両耳による普通話声の裁量の語音明瞭度が50パーセント以下のもの
- 二 平衡機能の著しい障害
- 次に掲げる嗅覚の障害
 - イ 嗅覚の喪失
 - ロ 嗅覚の著しい障害であって、長期にわたり身体に存するもの
- 次に掲げる音声機能、言語機能又はしゃく機能の障害
 - イ 音声機能、言語機能又はしゃく機能の喪失
 - ロ 音声機能、言語機能又はしゃく機能の著しい障害であって、長期にわたり身体に存するもの
- 次に掲げる肢体不自由
 - イ 一上肢、一下肢又は体幹の機能の著しい障害であって、長期にわたり身体に存するもの
 - ロ 一上肢又は一下肢のいずれかの指を末節骨の一部以上で欠くもの
 - ハ 一上肢若しくは一下肢のおや指の機能の著しい障害又はひとさし指を含めて一上肢の三指以上の機能の著しい障害であって、長期にわたり身体に存するもの
 - 二 イからハまでに掲げるもののほか、その程度がイからハまでに掲げる障害の程度以上であると認められる障害
- 循環器、呼吸器、消化器、又は泌尿器の機能の障害であって、長期にわたり身体に存し、かつ、日常生活が著しい制限を受ける程度であると認められるもの

報告義務者・報告期限について

報告義務者

製造事業者又は輸入事業者(消費生活用製品安全法第三十五条第一項)

小売販売事業者、修理業者又は設置事業者;製造事業者又は輸入事業者に通知するよう努めなければならない(同法第三十四条第二項)

OEM(相手先ブランド製造)の場合においては、委託元が自ら設計し、完成品の検査を自己の責任において行うなど、単に製造行為を外注するような場合は、基本的に委託元が製造事業者とみなされる。

報告期限

重大製品事故が生じたことを知った日から起算して10日以内に、当該消費生活用製品の名称及び型式、事故の内容並びに当該消費生活用製品を製造し、又は輸入した数量及び販売した数量を報告しなければならない(消費生活用製品安全法第三十五条第一項、施行規則第三条)。

消費者安全法案の概要

消費者安全の確保に関する基本方針 (内閣総理大臣が策定)

消費者

情報

情報

情報

地方公共団体

【市町村】

消費生活センター

【都道府県(必置)】

消費生活センター

国民生活センター

警察・消防・保健所 etc

消費者事故等に関する情報の収集・提供、消費生活相談等の事務を実施

上記事務を行うため消費生活センターを設置(都道府県は必置、市町村は努力)

消費者団体
病院 etc

ネットワーク

関係行政機関

重大事故等

勧告・命令

商品の点検・修理・改造・表示・役務の提供方法の改善等について勧告
勧告に従わない場合には、勧告内容の実施命令

禁止・制限措置

商品等の譲渡・引渡し・使用の禁止又は制限
禁止又は制限に違反した場合の商品の回収等

事業者

情報の集約・分析

直接措置

〔自らの所管事務〕

消費者庁

自ら収集した情報

情報

重大事故に関する情報は直ちに通知

情報

〔連携〕

措置要求

すき間事案

消費者事故等

公表・注意喚起

消費者事故等に関する情報の集約・分析結果
消費者事故等の態様・被害の状況等

消費者安全法案 抄

(定義)

第二条 (略)

2～4 (略)

5 この法律において「消費者事故等」とは、次に掲げる事故又は事態をいう。

一 事業者がその事業として供給する商品若しくは製品、事業者がその事業のために提供し若しくは利用に供する物品、施設若しくは工作物又は事業者がその事業として若しくはその事業のために提供する役務の消費者による使用等に伴い生じた事故であって、消費者の生命又は身体について政令で定める程度の被害が発生したもの（その事故に係る商品等又は役務が消費安全性を欠くことにより生じたものでないことが明らかであるものを除く。）

二 消費安全性を欠く商品等又は役務の消費者による使用等が行われた事態であって、前号に掲げる事故が発生するおそれがあるものとして政令で定める要件に該当するもの

三 前二号に掲げるもののほか、虚偽の又は誇大な広告その他の消費者の利益を不当に害し、又は消費者の自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがある行為であって政令で定めるものが事業者により行われた事態

6 この法律において「重大事故等」とは、次に掲げる事故又は事態をいう。

一 前項第一号に掲げる事故のうち、その被害が重大であるものとして政令で定める要件に該当するもの

二 前項第二号に掲げる事態のうち、前号に掲げる事故を発生させるおそれがあるものとして政令で定める要件に該当するもの

(消費者事故等の発生に関する情報の通知)

第十二条 行政機関の長、都道府県知事、市町村長及び国民生活センターの長は、重大事故等が発生した旨の情報を得たときは、直ちに、内閣総理大臣に対し、内閣府令で定めるところにより、その旨及び当該重大事故等の概要その他内閣府令で定める事項を通知しなければならない。

2 行政機関の長、都道府県知事、市町村長及び国民生活センターの長は、消費者事故等（重大事故等を除く。）が発生した旨の情報を得た場合であって、当該消費者事故等の態様、当該消費者事故等に係る商品等又は役務の特性その他当該消費者事故等に関する状況に照らし、当該消費者事故等による被害が拡大し、又は当該消費者事故等と同種若しくは類似の消費者事故等が発生するおそれがあると認めるときは、内閣総理大臣に対し、内閣府令で定めるところにより、当該消費者事故等が発生した旨及び当該消費者事故等の概要その他内閣府令で定める

事項を通知するものとする。

- 3 前二項の規定は、その通知をすべき者が次の各号のいずれかに該当するときは、適用しない。
 - 一 次のイからニまでに掲げる者であって、それぞれイからニまでに定める者に対し、他の法律の規定により、当該消費者事故等の発生について通知し、又は報告しなければならないこととされているもの
 - イ 行政機関の長内閣総理大臣
 - ロ 都道府県知事行政機関の長
 - ハ 市町村長行政機関の長又は都道府県知事
 - ニ 国民生活センターの長行政機関の長
 - 二 前二項の規定により内閣総理大臣に対し消費者事故等の発生に係る通知をしなければならないこととされている他の者から当該消費者事故等の発生に関する情報を得た者（前号に該当する者を除く。）
 - 三 前二号に掲げる者に準ずるものとして内閣府令で定める者（前二号に該当する者を除く。）
- 4 第一項又は第二項の場合において、行政機関の長、都道府県知事、市町村長及び国民生活センターの長が、これらの規定による通知に代えて、内閣総理大臣及び当該通知をしなければならないこととされている者が電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。）を利用して同一の情報を閲覧することができる状態に置く措置であって内閣府令で定めるものを講じたときは、当該通知をしたものとみなす。

（消費者への注意喚起）

- 第十五条 内閣総理大臣は、第十二条第一項又は第二項の規定による通知を受けた場合その他消費者事故等の発生に関する情報を得た場合において、当該消費者事故等による被害の拡大又は当該消費者事故等と同種若しくは類似の消費者事故等の発生（以下「消費者被害の発生又は拡大」という。）の防止を図るため消費者の注意を喚起する必要があると認めるときは、当該消費者事故等の態様、当該消費者事故等による被害の状況その他の消費者被害の発生又は拡大の防止に資する情報を都道府県及び市町村に提供するとともに、これを公表するものとする。
- 2 内閣総理大臣は、前項の規定による公表をした場合においては、独立行政法人国民生活センター法（平成十四年法律第二百二十三号）第四十四条第一項の規定によるほか、国民生活センターに対し、前項の消費者被害の発生又は拡大の防止に資する情報の消費者に対する提供に関し必要な措置をとることを求めることができる。
 - 3 （略）